

G 7 香川・高松情報通信大臣会合推進協議会  
後援及び共催事業に係る承認事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、G 7 香川・高松情報通信大臣会合推進協議会（以下、「推進協議会」という）が後援又は共催する事業に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援事業 事業の開催趣旨に推進協議会が賛同し、後援事業として位置づける事業をいう。
- (2) 共催事業 事業の開催趣旨がG 7 香川・高松情報通信大臣会合の趣旨に副うものであり、推進協議会が企画又は広報に関わり、共催事業として位置づける事業をいう。

(名義)

第3条 推進協議会が行う事業の後援又は共催の名義は「G 7 香川・高松情報通信大臣会合推進協議会」とする。

(承認基準)

第4条 後援又は共催の承認基準は別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、G 7 香川・高松情報通信大臣会合等の円滑な推進の観点等から特に必要があると認めるものについては、後援又は共催を承認あるいは不承認とすることができるものとする。

(申請手続)

第5条 後援又は共催の承認を受けようとする者は、原則として名義使用開始（事業の開催は共催の承認を受けようとする者は、原則として名義使用開始（事業の開催日又は推進協議会の名義を使用した文書やポスターの印刷作業の開始日のいずれか早い日をいう）の14日前までに、後援名義等使用申請書（第1号様式又はこれに準ずるもの）に下記の書類を添えて推進協議会へ提出するものとする。

- (1) 事業計画書等具体的な事業内容がわかる書類
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者（団体）の概要
- (4) 役員名簿
- (5) 前回開催時のパンフレット等

(決定)

第6条 前条の規定による申請があった場合、推進協議会事務局長がその内容を審査し、適当と認めるときはその結果を第2号様式又は申請者の指定する様式により、承認できないときはその旨を第3号様式により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 後援又は共催を承認された者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(承認の取消)

第8条 後援又は共催を承認した事業であっても、その内容が第4条の承認基準に該当しなくなったときは、その承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消については、第6条の規定を準用する。

(承認条件の不履行)

第9条 後援又は共催を承認された者が第7条に規定する届出を怠った場合には、以後の後援又は共催を承認しないものとする。後援又は共催の承認を受けることなく第3条に規定する名義を無断使用した場合も同様とする。

附則

この要領は、平成27年10月29日から施行する。

別表（第4条関係）

後援又は共催事業の承認基準

主催者についての承認基準	1 団体の所在地や組織が明確であり、当該事業を遂行する能力があると認められるもの。 2 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
事業内容についての承認基準	1 G7香川・高松情報通信大臣会合の機運醸成に寄与するものと認められること。 2 企業等の宣伝又は営利を目的とするものでないこと。 3 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと。

備考

主催者および事業内容について、承認基準のすべての項目に該当しなければならない。

(様式 略)